

平成 24 年度

「更更新手続きに関する重要なお知らせ」及び
「静岡県地震被災建築物応急危険度判定士養成講習会」の御案内

静岡県地震被災建築物応急危険度判定士の皆様へ

○更更新手続きに関する重要なお知らせ

静岡県知事が登録する判定士の有効期間は 5 年間で、今年度は認定番号が 92、97、02、07 で始まる方（平成 4、9、14、19 年度に登録した方）が更新の対象となります。

そのため、別添ハガキ「継続意思の確認通知書」により、継続して判定士として活動に参加する意思の有無について回答をお願いします。ハガキの返信が無い場合は、継続の意思無しとして登録簿から抹消することがありますのでご注意ください。

○更更新講習会開催のお知らせ

8 月に内閣府が公表した南海トラフ巨大地震の被害想定によりますと、30 都府県で最大 32 万 3 千人の死亡（本件では 10 万 9 千人）がでるなど、想像を絶する想定結果に大変驚かされたところです。これまでの想定に比べて数字が膨らんだことについては、東日本大震災後の知見を前提としてはいるものの、本県がこれまでに進めてきた東海地震への対策を継続させることの重要性を改めて感じております。

被災建築物応急危険度判定は、地震により被災した建築物について、余震による倒壊などの危険性を応急的に判定するもので、本県は平成 3 年度から判定士の養成を始め、既に 9 千余名の方が登録されており、平成 7 年の阪神・淡路大震災以降、大規模な地震災害が発生するたびに本県から多くの判定士が判定活動に出かけております。また、平成 23 年 3 月 15 日の静岡県東部の地震では富士宮市内で震度 6 強を記録し、県内で初めて判定活動が実施されました。

こうした中、今年度も「地震被災建築物応急危険度判定士養成講座講習会」を開催することとなりました。判定技術の維持・向上のため、また最新の技術を取得する良い機会となりますので、なるべく多くの方が受講されることを希望します。

なお、今回の講習会は更更新手続きが必要な認定番号が 92、97、02、07 で始まる方（平成 4、9、14、19 年度に登録された方）が対象となります。

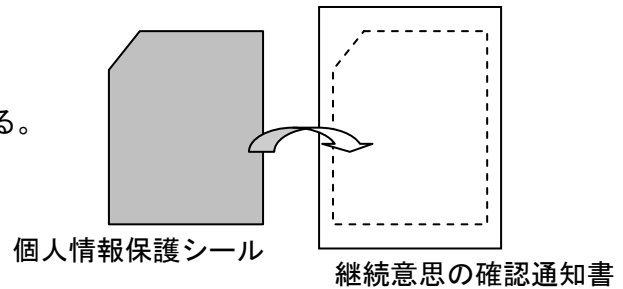
静岡県 暮らし・環境部 建築住宅局
建築安全推進課長 松永繁樹

○更新手続きに関する重要なお知らせ

1 継続意思の確認通知書の返信について

更新には、別添ハガキ「継続意思の確認通知書」により、継続して判定士として活動に参加する意があることを示す必要があります。下記のとおり講習会受講の有無に関わらず、平成24年12月31日までに返信するようお願いします。

- ① 継続意思の必要事項にチェックをする。
- ② 記載事項に修正箇所があれば朱書き見え消しする。
- ③ 個人情報保護シールを貼る。
- ④ ポストへ投函する。



2 最新版判定士手帳の配布について

これまでの判定士手帳でも判定活動自体に支障はございませんが、講習会を受講される方には、より使い勝手をよくした最新版の判定士手帳をお渡しします。

なお、講習会に参加されない方で手帳を希望される場合は、ハガキ投函締切り日平成25年1月1日以降、居住地・職場の最寄の市町、土木事務所、建築安全推進課、建築士会各ブロック窓口へ御連絡のうえ、取りにいてもらうこととなります。

○更新講習会開催のお知らせ

1 応急危険度判定士養成講習会 開催日・場所

| 開催地 | 開催日 | 会場 | 定員 |
|------|----------------|------------------------------|------|
| A 浜松 | 平成24年10月22日(月) | 静岡県浜松総合庁舎 1階 101会議室 | 100人 |
| B 浜松 | 平成24年10月26日(金) | 静岡県浜松総合庁舎 1階 101会議室 | 100人 |
| C 静岡 | 平成24年10月29日(月) | 静岡県男女共同参画センター あざれあ 2階大会議室 | 150人 |
| D 沼津 | 平成24年11月5日(月) | 静岡県東部総合庁舎 別棟 2階大会議室 | 100人 |
| E 沼津 | 平成24年11月7日(水) | 静岡県東部総合庁舎 別棟 2階大会議室 | 100人 |
| F 静岡 | 平成24年11月19日(月) | 静岡労政会館 6階大ホール | 300人 |

※ 上記のうち都合のよい会場を一つ選択してください。

※ 定員になった場合、別日へ振り替える場合がありますのでご了承ください。

2 時間

13時00分から16時30分まで（受付は12時30分から）

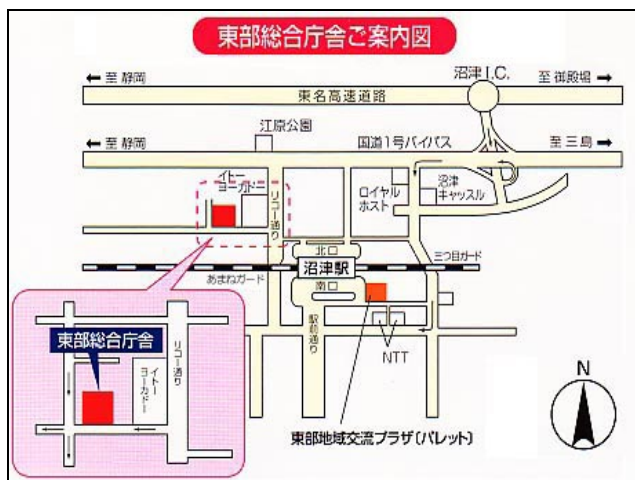
3 更新対象

認定番号が92、97、02、07で始まる判定士（平成4、9、14、19年度に認定登録した判定士）

講習会会場

沼津会場

静岡県東部総合庁舎（会場D、E）



沼津市高島本町 1-3
 ・ JR 沼津駅北口より徒歩 10 分

浜松会場

静岡県浜松総合庁舎（会場A、B）



浜松市中区中央 1-12-1
 ・ JR 浜松駅より徒歩約 15 分

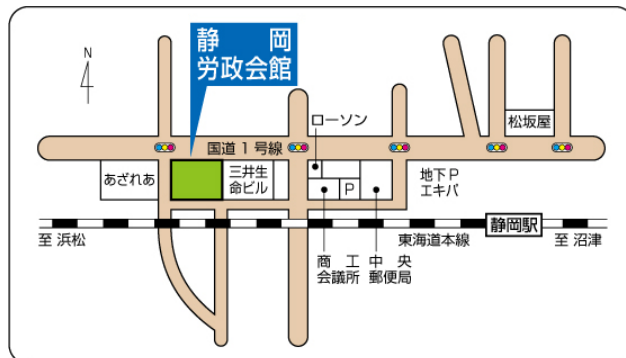
静岡会場

静岡県男女共同参画センターあざれあ（会場C）



静岡市駿河区馬淵 1-17-1
 ・ JR 静岡駅北口より徒歩約 9 分

静岡労政会館（会場F）



静岡市葵区黒金町 5-1
 ・ JR 静岡駅北口より徒歩約 7 分

上記会場は駐車場がありませんので、車でのお越しはご遠慮下さい。
 公共機関のご利用をお願いします。